

運送事業者等を訪問し、法令に基づいた運営、帳票類の記入等の指導を行っている巡回指導の項目は現在 50 項目あります。50 項目のうち自主点検項目として、営業所が自主的に点検する項目は 13 項目、適正化指導員が営業所を訪問し、実際の帳票類を閲覧する項目は 37 項目（霊柩事業者は、15 項目）となっております。その 37 項目について平成 29 年 4 月～11 月）までの指導結果をお知らせいたします。

29年度 巡回指導項目別（岩手県）

29年4月～29年11月

重点	調査項目 (※印は「特別精合せ」のみの調査事項、☆印は霊柩事業者は除く)	28年度		29年度	29	28	27
		調査件数	(否)件数 (否)率				
○	(1) 主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか	282	1 0.4				
	(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	280	1 0.4				
○	(3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか	282	4 1.4				
	(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	282	1 0.4				
	(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理は適正か	282	0 -				
	(6) 届出事項に変更はないか(役員・社員・特定貨物に係る荷主名称変更等)	158	0 -				
○	(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	280	0 -				
○	(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか	280	0 -				
	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか	213	0 -				
	(2) 自動車事故報告書を提出しているか	28	0 -				
	(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	282	9 3.2				
	(4) 車輛台帳が整備され、適正に記入等がされているか	282	0 -				
	(5) 営業報告書、事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	151	31 20.5		⑤	⑥	⑥
	(1) 運行管理規程が定められているか	280	0 -				
◎	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか	280	0 -				
	(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか	260	28 10.8		⑧	⑩	⑩
	(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者をかくほしているか	280	0 -				
◎	(5) 過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め、時間が適正に管理されているか	284	107 37.7		②	①	④
◎ ☆	(6) 過積載による運送を行っていないか	280	0 -				
◎	(7) 点呼の実施及びその記録・保存は適正か	282	61 21.6		④	④	⑤
○	(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	282	15 5.3				
○ ☆	(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	267	15 5.6				
○	(10) 運行指示書の作成・指示・携行・保存は適正か	82	35 42.7		①	②	①
◎	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	280	28 10.0		⑨	⑨	⑦
○	(12) 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか	175	52 29.7		③	③	②
○	(13) 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか	174	35 20.1		⑥	⑤	③
	(1) 整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか	280	0 -				
◎ ※	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか	279	1 0.4				
	(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか	208	20 9.6		⑩	⑧	⑨
	(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	282	15 5.3				
◎	(5) 定期点検基準を作成しこれに基づき適正に点検整備を行い記録簿が保存されているか	282	21 7.4				
○	(1) 就業規則が制定され、届出されているか	230	1 0.4				
	(2) 36協定が締結され、届出されているか	276	8 2.9				
	(3) 労働時間・休日労働について違法性がないか(運転時間を除く)	280	7 2.5				
○	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	280	42 15.0		⑦	⑦	⑦
○	(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか	280	6 2.1				
○	(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか	280	11 3.9				
実態調査・指導事業所総件数		9,245	555 6.0				